

「次世代住宅ポイント」申請の受付業務のご案内

次世代住宅ポイント制度とは、消費税率10%が適用される一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。

●次世代住宅ポイント制度「新型コロナウイルス感染症対応」とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業者からやむを得ず受注や契約を断られるなど令和2年3月31日までに契約できなかつた方について、令和2年4月7日から8月31日までに契約を行った場合、ポイントの申請が可能です。

〈やむを得ず契約ができなかつた理由の事例〉

- ・事業者から受注、契約を断られた
- ・事業者との契約を解除した
- ・引渡し時期の見込みが立たず、契約をあきらめた
- ・本制度を利用できる見込みが立たず、契約をあきらめた

- 詳しい制度の概要や申請方法などについては、[次世代住宅ポイント「新型コロナウイルス感染症対応」](#)のページにてご確認のうえ、申請書類をダウンロードしてご記入いただき、必要な書類等をご用意のうえ、[窓口へお越し下さい](#)（郵送では受付できません）

●受付窓口へお越しの際は、必ずお電話にてご予約いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応にご協力をお願い致します。

- 受付時間：午後1時および午後3時から
- 受付予約電話番号（06）6253-0252
- [当財団へのアクセスはこちら](#)からご確認下さい

- 提出書類をチェックさせていただくため、受付窓口での申請受付には一定のお時間を要しますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 工事完了前ポイント発行申請を当財団で行った場合、完了報告書の提出先も当財団となります（再度のご来訪が必要となります）
- 3月31日までに当財団で申請を済ませ、完了報告書の提出にお越しいただく方につきましても同様に、お電話でのご予約をお願い致します。